宅地建物取引業者報酬の額（プレミアムタイプ）注文書

旧字体や難しい漢字は大きく書いて下さい

年　月　日送信

ご注文履歴	☐ なし（初めて）　☐ あり（　年　月頃）※不明の場合はご記入不要です

ご注文者様				
	フリガナ		フリガナ	
	御社名		ご担当者	
	郵便番号 ご住所	〒		
	お電話番号		FAX番号	
	レイアウト お受取先	☐ FAX ☐ メールアドレス ➡		

備考欄	

※ご注文者様と異なる場合のみご記入下さい

お届け先				
	フリガナ		フリガナ	
	御社名		ご担当者	
	郵便番号 ご住所	〒　お電話番号		

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額

（昭和四十五年九月十五日建設省告示第千五百五十二号）
最終改正　令和六年六月二十三日国土交通省告示第九百四十七号

第一　定義

この告示において、「報酬額」とは消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等につき課されるべき消費税額及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百二条の七第一項第九号に規定する課税標準として課されるべき地方消費税額（以下「消費税等相当額」という。）の合計額をいい、同法第九条第一項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者をいい、同法第十条第一項の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額を消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介に係る宅地又は建物の価額と差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下の欄に掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額以内とする。

百万円以下の金額	百分の五・五
百万円を超え二百万円以下の金額	百分の四・四
二百万円を超える金額	百分の三・三

第二　売買又は交換の媒介に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額は、当該宅地又は建物の価額に応じて、第一に掲げる金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第三　地積が八百平方メートルを超える宅地の売買の媒介に関する特例

宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第四　地積が四百平方メートルを超える建物の売買の媒介に関する特例

宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が第二の計算方法により算出した金額の二倍を超えてはならない。

第五　賃借の代理に関する報酬の額

宅地建物取引業者が宅地又は建物の賃借の代理に関して依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、当該宅地又は建物の借賃（当該賃借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介に係る建物の賃借の媒介に関して依頼者の一方から受けることのできる報酬の額を含まない。）の一・一箇月分に相当する金額以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該賃借の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受けることのできる報酬の額の合計額が借賃の一月分の一・一箇月分に相当する金額を超えてはならない。

第六　権利金の授受がある場合の特例

宅地又は建物（宅地の用に供する建物を除く。）の賃貸借で権利金（権利金その他いかなる名義をもってするかを問わず、権利設定の対価として支払われる金銭であって返還されないものをいう。）の授受があるものの代理又は媒介に関して依頼者から受ける報酬の額（当該代理又は媒介に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該権利金の額（当該賃借に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該媒介に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）を第二又は第三の規定によることができる。

第七　低廉な空家等の売買又は交換の媒介における特例

宅地建物取引業者が低廉な空家等（売買に係る代金又は交換に係る宅地若しくは建物の価額（当該交換に係る消費税等相当額を含まないものとし、当該交換に係る宅地又は建物の価額に差があるときは、これらの価額のうちいずれか多い価額とする。）が八百万円以下の金額の宅地又は建物をいう。以下同じ。）の売買又は交換の媒介に関して依頼者から受けることのできる報酬の額については、第二の計算方法により算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が百三十万円の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

第八　低廉な空家等の売買又は交換の媒介に関する特例

低廉な空家等の売買又は交換の媒介について、宅地建物取引業者が依頼者から受けることのできる報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）は、第二の規定（媒介に係る宅地又は建物の価額が百万円を超える場合にあつては、第二及び第三の規定）によつて算出した金額の二倍以内とする。ただし、宅地建物取引業者が当該売買又は交換の相手方から報酬を受ける場合においては、その報酬の額と代理の依頼者から受ける報酬の額の合計額が百三十万円の二・二倍に相当する金額を超えてはならない。

第九　長期の空家等の賃借の媒介における特例

長期の空家等（現に長期間わたつて使用されておらず、又は将来にわたり現在の用、事業の用その他の用途に供されないと見込まれる宅地若しくは建物をいう。以下同じ。）の賃借の媒介に関して依頼者の双方から受ける報酬の額（当該媒介に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）については、宅地建物取引業者は、第四の規定により算出した金額の二箇月分に相当する金額以内とすることができる。ただし、当該媒介に要する費用を勘案して、第四の規定により算出した金額を超えて、当該長期の空家等の賃借の二箇月分の二・二倍に相当する金額以内とすることができる。

第十　長期の空家等の賃借の代理における特例

一　長期の空家等の賃借の代理において、次に掲げる報酬の額（第二号にあつては、その合計額）は、第九の規定にかかわらず、当該長期の空家等の賃借の一月分の二・二倍に相当する金額以内とする。

① 宅地建物取引業者が当該代理に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額（当該代理に係る消費税等相当額を含む。以下この規定において同じ。）

② 宅地建物取引業者が当該長期の空家等の貸主から依頼者から受けることのできる報酬の額

二　宅地建物取引業者が当該代理に係る賃借の相手方から報酬を受ける場合におけるその報酬の額と代理の依頼者から受けることのできる報酬の額の合計額（当該長期の空家等の借主である依頼者から受けることのできる報酬の額を含む。次号において同じ。）は、第二の料金に相当する額については、第十五又は第十六の規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金その他特別の費用を要する場合においては、その費用を負担する旨の依頼があつた場合に限り、当該宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

第十一　第一から第十までの規定によらない報酬の受領の禁止

宅地建物取引業者は、第一から第十までの規定によるほか、報酬を受けることができない。ただし、依頼者の依頼によつて行う広告の料金その他特別の費用を要する場合においては、その費用を負担する旨の依頼があつた場合に限り、当該宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は賃借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。

附則

1　この告示は、昭和四十五年十一月一日から施行する。

2　昭和四十年四月建設省告示第千百七十四号は、廃止する。

3　宅地又は建物の売買、交換又は賃借の契約をこの告示の施行前に成立したものの代理又は媒介に関してこの告示による改正前の告示の規定によつてなお効力を有する報酬の額については、なお従前の例による。

附則（平成元年四月一日建設省告示第千百七十七号）

この告示は、平成元年四月一日から施行する。

附則（平成九年四月一日建設省告示第千百五十五号）

この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十一年三月八日国土交通省告示第三百七十七号）

この告示は、平成十一年三月八日から施行する。

附則（平成十六年三月一日国土交通省告示第百三十七号）

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成十八年三月八日国土交通省告示第百三十七号）

1　この告示は、平成十八年四月一日から施行する。

2　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の基本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十条第一項において読み替えて準用する同法附則第五条第二項の規定により同法第三条の規定（宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額に係る部分に限る。）の施行の日（令和元年十月一日）から施行する。

（施行期日）

1　この告示は、令和元年十月一日から施行する。

2　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において読み替えて準用する同法附則第五条第二項の規定により同法第三条の規定（宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額に係る部分に限る。）の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

この告示は、令和六年七月一日から施行する。

最新版（令和6年7月1日施行分）

板の色	
☐ リッチゴールド（黒文字）	☐ モダンシルバー（黒文字）
☐ ブロンズ（黒文字）	☐ アクアブルー（黒文字）
☐ ミントグリーン（黒文字）	☐ ローズ（黒文字）
☐ ラベンダー（黒文字）	
☐ パワーブラック（ゴールド文字）	☐ パワーブラック（シルバー文字）
☐ ロイヤルブルー（ゴールド文字）	☐ ロイヤルブルー（シルバー文字）
☐ ワインレッド（ゴールド文字）	☐ ワインレッド（シルバー文字）
☐ ディープグリーン（ゴールド文字）	☐ ディープグリーン（シルバー文字）

ご注文数量（価格は消費税込）		
本体	1枚 **22,000**円 横552×縦437×12mm厚	☐ 枚
	※取付用のフック（石こうボード専用）とひもが付きます。 ※水ぬれ不可・屋内掲示専用	
ギフトボックス 1個 **880**円 ※デザインは当社HPでごらんください	Aタイプ（市松模様）	☐ 個
	Bタイプ（ライムグリーン）	☐ 個
	Cタイプ（ネイビーブルー）	☐ 個
合計金額	円	

額縁の色	☐ ゴールド　☐ シルバー

書体	文字が小さい為、最も見やすい【 角ゴシック体 】のみとさせて頂きます。

ご記入後ファクスまたはメールにてお送り下さい

FAX **092-936-7802**　メール **netshop@miurasenden.com**

許可票・登録票スピード通販 **㈱ミウラ宣伝** 福岡県糟屋郡志免町南里2丁目24-10　電話：092-936-7801

R8.5